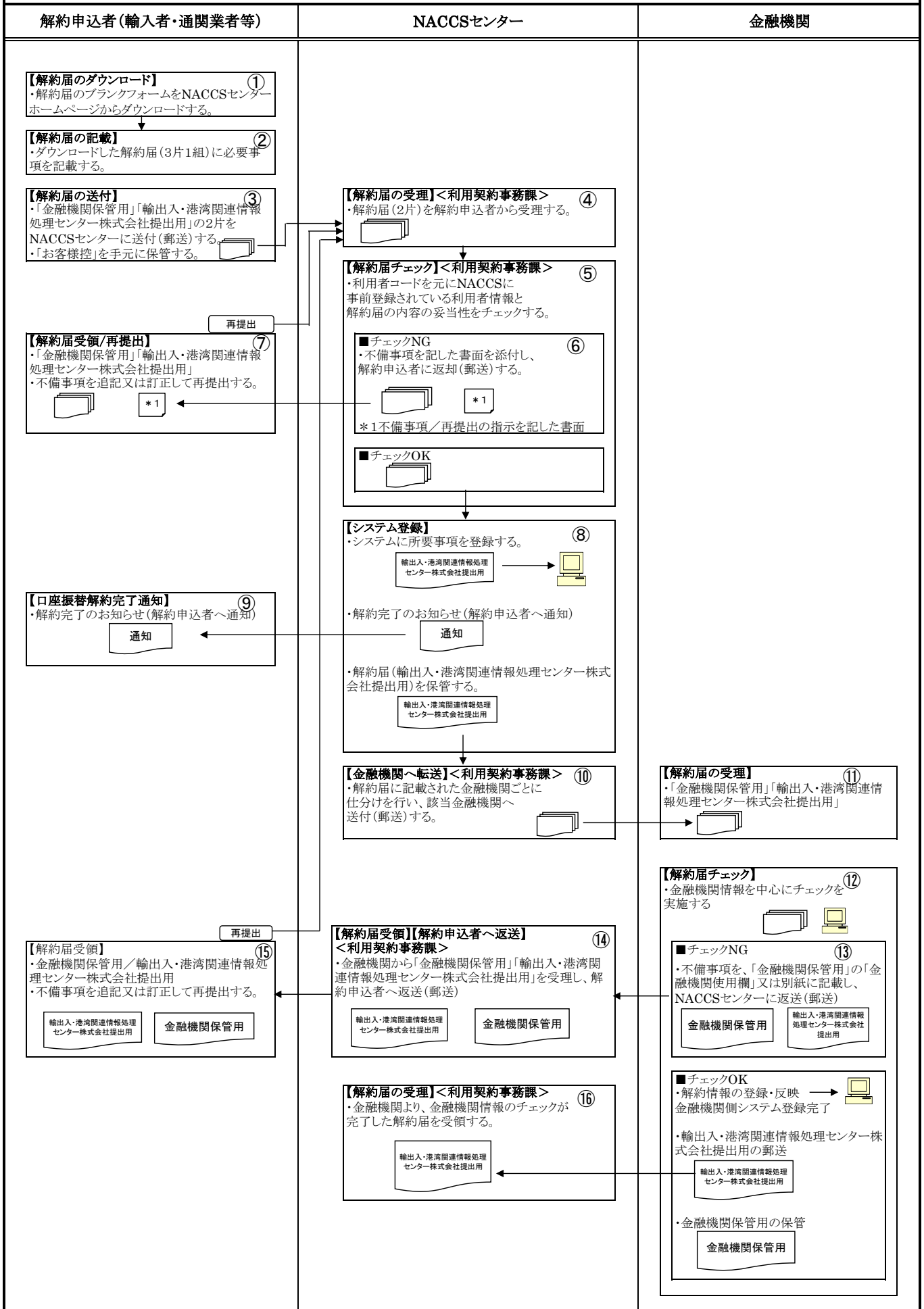


(別添2) リアルタイム口座振替方式(ダイレクト方式)の利用に係る三者間契約の解約の手順



関税等のリアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式） の利用に係る三者間契約の解約の手順

1. 解 約

NACCSにおいて、リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）を利用した関税等の納付を取りやめる場合は、リアルタイム口座振替契約解約希望者（以下「解約申込者」という。）、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及びリアルタイム口座振替に利用する預金口座を開設している金融機関との間で、口座振替に係る契約（三者間契約）の解約をしていただく必要があります。

2. 三者間契約の手順

解約の手順は、以下のとおりです。（フロー図は別添2を参照ください。）

① 解約届(ブランクフォーム)のダウンロード

解約申込者は、解約届のブランクフォーム（「お客様控」、「金融機関保管用」及び「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社提出用」の3片1組。以下「解約届」という。）をNACCSセンターのホームページからダウンロードします。（Excel版又はPDF版からお選びください）

② 解約届への記載

解約申込者は、「解約届記載要領」に基づき、ダウンロードした解約届に必要事項を記載します。

③ NACCSセンターへの解約届の送付

解約申込者は、解約届の各片に必要事項を記載した後、解約届のうち「金融機関保管用」及び「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社提出用」の2片を1組にして、NACCSセンター利用契約事務課宛に送付（郵送）するとともに、「お客様控」は手元に保管します。

《解約届送付先》（切り取って封筒にお貼りください。）

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地
ソリッドスクエア西館 8 階
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
ソリューション事業推進部 利用契約事務課 宛
（電話 044-520-6266）

④ NACCS センターにおける解約届の受理

NACCS センター（利用契約事務課）は、解約申込者から送付された解約届を受理します。

⑤ NACCS センターにおける解約届の記載内容のチェック

NACCS センターは、解約届（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社提出用」）に記載された内容のうち、「コード登録情報（預金者）」欄について、NACCS に登録されている情報との整合性をチェックします。

チェックの結果、記載内容に問題がない場合は⑧の順に進みます。

万一、記載内容に不備（記載漏れや誤記載等）がある場合は⑥の順に進みます。

⑥ 解約届の記載内容に不備がある場合

NACCS センターは、不備事項を、解約届（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社提出用」）の「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社使用欄」又は別紙様式に記載して、解約申込者宛に解約届（2片1組）を返送（郵送）します。

⑦ 不備事項の追記等及び再提出

解約申込者は、返送された解約届及び手元に保管している「お客様控」の3片のうち、NACCS センターから指摘された不備事項について、内容の追記又は訂正等をしたうえで、改めて、解約届（2片1組）をNACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に送付（郵送）するとともに、「お客様控」を手元に保管します。

その後、再び④以降の順を経ることになります。

⑧ 所要事項のシステム登録とリアルタイム口座振替納付の停止

NACCS センターは、解約申込者から送付された解約届（「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社提出用」）に基づき、システムに所要事項を登録し、リアルタイム口座振替納付を停止するとともに、解約申込者に対し「解約完了のお知らせ」を通知します。

⑨ 解約完了の通知

解約申込者は、「解約完了のお知らせ」を受理し、当該口座のリアルタイム口座振替が停止したことを確認します。

⑩ 金融機関への解約届の送付

NACCS センターは、解約申込者がリアルタイム口座振替に使用する預金口座を開設している金融機関宛に解約届（2片1組）を転送（郵送）します。

⑪ 金融機関における解約届の受理

金融機関は、NACCS センターから送付された解約届を受理します。

⑫ 金融機関における解約届記載内容のチェック

金融機関は、解約届（「金融機関保管用」及び「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社提出用」）に記載された内容のうち、「預金口座」欄について、金融機関に登録されている情報との整合性をチェックします。

チェックの結果、記載内容に問題がない場合、金融機関は、解約届のうち「通関情報処理センター提出用」をNACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に返送（郵送）するとともに、「金融機関保管用」を保管します。その後、⑬の手順に進みます。

万一、記載内容に不備（記載漏れ、誤記載、届出印が異なる等）がある場合は⑬の手順に進みます。

⑬ 解約届の記載内容に不備等がある場合

金融機関は、不備事項を、解約届（「金融機関保管用」）の「金融機関使用欄」又は別紙様式に記載して、NACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に解約届（2片1組）を返送（郵送）します。

⑭ 解約届の申込者への返送

NACCS センターは、金融機関から送付された解約届を受理し、解約申込者に転送（郵送）します。

⑮ 不備事項の追記等及び再提出

解約申込者は、返送された解約届及び手元に保管している「お客様控」の3片について、金融機関から指摘された不備事項について、内容の追記又は訂正等をしたうえで、改めて、解約届（2片1組）をNACCS センター利用契約事務課宛（上記③の送付先）に送付（郵送）します。

なお、金融機関への届出印が異なっている場合は、解約届の再提出ではなく、改めて解約届を作成していただくこととなります。

その後、再び④以降の手順を経ることとなります。

なお、当該口座のリアルタイム口座振替はすでに停止されています。

⑯ NACCS センターにおける解約届の受理

NACCS センターは、金融機関から送付された解約届を受理し、「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社提出用」を保管します。